

松下幸之助記念財団 研究助成
研究報告

(MS Word データ送信)

【氏名】瀬田 真

【所属】(助成決定時) 横浜市立大学

【研究題目】国際海洋法の立憲化

【研究の目的】(400字程度)

近年の国際法の潮流として、国際法の立憲化現象が挙げられる。特に、国際機構法、国際経済法、国際人権法の分野において立憲主義からの研究が精力的に行われている。また、このような研究は、裁判実務にも影響を及ぼすようになってきている。他方、国際海洋法に関しては、1982年に採択された国連海洋法条約が海洋法の憲法と位置付けられているものの、海洋法そのものの立憲化についての検討は、学術上も、実務的観点からも十分に行われていないのが現状である。しかしながら、海洋法の立憲化について研究することは、学術的には、①国際法の立憲化、②海洋法の変化、の二点を考察する上で、意義を有するものと考えられる。また、実務上も、①海において力の支配ではなく法の支配を強調する日本の外交実務や、②来たる海洋資源の本格的開発に向けて国際的な規範を構築しようとする国際社会の潮流に資するものとなると思われる。そこで、海洋法の立憲化について検討することが本研究の目的である。

【研究の内容・方法】(800字程度)

まず、【課題 A】として、立憲化の基礎となる国際立憲主義について研究する。この国際立憲主義の力点として、(1)法の支配、(2)人権規範の強調、(3)規範の階層性、(4)民主主義の四つが一般的に挙げられる。そこで、これら四つの力点が具体的にどのようなものかについての分析を行う。(1)(4)については、「法の支配」や「民主主義」といった概念が、国際法だけでなくそもそも国内法においてどのような意味を有するののかに関し分析を行う。他方で、(2)(3)については、国内法と国際法との議論が大きく異なることから、これまでの国際経済法や国際人権法といった国際法の他の分野の立憲化や国際立憲主義の議論を参考に、それぞれの力点の意味するところを明確にする。

次に、【課題 B】として、国際海洋法の立憲化について具体的に考察を行う。【課題 A】(1)(4)については、国際司法機関の役割や条約の形成過程など、従来の議論を援用することができると考えている。例えば、(1)は国際法の他の分野の国際機構・条約実施機関が、それぞれの法をどのように履行させているのかが参考に値するものと考えられる。また、(4)については、条約の形成過程だけでなく、条約の発効要件も検討に含む予定である。(2)(3)については、より海洋法独自の視点が必要になると思われる。この点、(2)については、2015年に出された Arctic Sunrise 号事件や、近年大きな問題となった海路を来る難民を素材として、分析を行う。(3)についても、航行の自由や海洋環境の保全など、複数の規範の優越性が、学説レベルにおいて確認されることから、いかなる規範が重視されてきたか、されていくべきかを検討する。

そして、この【課題 B】を通して得られた知見は、また逆に【課題 A】の研究の深化につながり、その研究はさらに【課題 B】に反映することができると考えられる。この【課題 A】と【課題 B】の往還によって、国際立憲主義と、国際海洋法の立憲化の双方が豊かなものになっていくと考えられる。

【結論・考察】(400字程度)

【課題 A】で挙げた四つのうち、(1)及び(2)についての研究が中心となった。「法の支配」については、2016年に南シナ海の紛争に関し、比中仲裁の裁定が下されたものの、同裁定に対して中国政府が従わない意を示していることから、これが海洋における法の支配に対する挑戦との指摘もある。他方で、仲裁裁定について

の批判をする一方で、中国が海洋法条約の意義を強調していることから、同国は海洋法条約を中心とする現行の法の支配そのものを否定しているわけではないともいえる。裁定が誠実に履行されなかったことは、海における法の支配の意義を減じる部分もあるが、他方で、裁定が中国の行動に一定程度の影響を与えていることに鑑みれば、法の支配が強まる流れ自体は否定されない。(2)については、近年の判例や国家実行から、海洋法も「人間化」していると言える。以上より、部分的ではあるが、海洋法の立憲化も、緩やかではあるが着実に進行しているとの結論が導かれる。